第 18 号 (第18条 関係) (平 3 総府令42・追加、平 6 総府令 9・一部改正、平21内府令8・旧第 7 号の 2 の 2 繰下・一部改正、平27内府令 9・令元内府令12・一部改正)

第号				打	刻	命	令	#	<b>‡</b>	控	
射練	指发	主番	븅								
擊習	指定	年月	日								
場	名		称								
設	住		所								
置	氏		名								
者	生 年	1 月	日								
銃	砲 の	種	別								
銃	番		븅								
打	刻	部	位								
打刻番(記)号											
打	刻	方	法								
打	刻	期	限								
確	年	月	П								
認	打刻	の状	況								
		E	j	切		······································	泉	印		<b></b>	
第 号 打 刻 命 令 書 練習射擊場 指定番号 指定年月日 名 称 設 置 者 住 所											
氏 名 殿										_	
年 月 日 公安委員会 回 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の11第2項の規定により、次のとおり打刻 を命ずる。											
銃打	銃砲	の種	別								
砲刻	銃	番	븅								
打	刻	部	位								
打多	打番	(記)	븅								
打	刻	方	法								
打	刻	期	限								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。